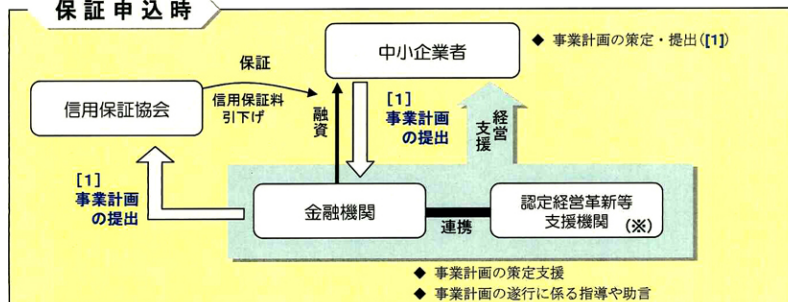


経営力強化保証の概要

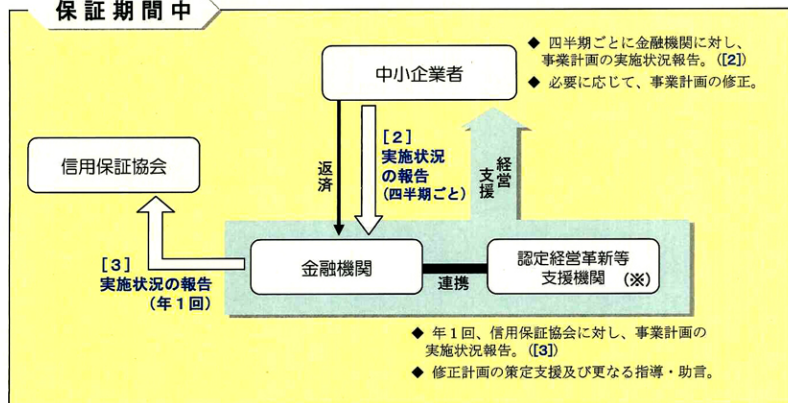
本保証は、中小企業者が、外部の専門家の力を借りながら経営改善に取り組む場合に、一般よりも割安な保証料により保証を行うものです。中小企業者は、保証申込に当たり、金融機関や認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ自ら事業計画を策定し、金融機関に提出します。

また、保証期間中は、金融機関や認定経営革新等支援機関の支援を受けながら計画の実施に取り組むとともに、その実施状況を金融機関に報告（四半期ごと）します。

保証申込時



保証期間中



（※）認定経営革新等支援機関とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第1項の規定に基づき、主務大臣の認定を受けた経営革新等支援業務（財務内容等の経営状況の分析、コンサルティング業務等）を行う者。税務・金融及び企業の財務に関する専門的な知識や実務経験が一定レベル以上の者を国が認定します。具体的な認定対象としては、商工会、商工会議所、中小企業診断士、税理士、公認会計士、弁護士、金融機関、NPO法人等が想定されています。

認定機関名は、今後、中小企業庁HP等で公開が予定されています。